

## 宅地造成工事許可等証明書交付事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に規定する許可及び認可並びに検査済証の交付等並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項に規定する建築物等の新築等の許可に関する証明書を交付し、証明書を要望する市民等の利便を図ることを目的とする。

### (証明事項)

第2条 証明の対象となる工事又は事業等は、次の許可又は認可を受け、かつ対象である工事又は事業等を特定できるものとする。

- (1) 宅地造成等規制法第8条第1項に基づく許可
- (2) 宅地造成等規制法第13条第2項に規定する検査済証の交付
- (3) 住宅地造成事業に関する法律第4条に規定する認可
- (4) 住宅地造成事業に関する法律第12条第2項に規定する検査済証の交付
- (5) 都市計画法第43条第1項に基づく建築物の新築、改築及び用途の変更並びに第1種特定工作物の新設の許可

2 前項第1号から第4号の証明書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 許可年月日又は協議成立年月日
- (2) 検査済年月日
- (3) 許可を受けた者又は協議を申し出た者
- (4) 宅地の所在及び地番
- (5) 宅地の面積
- (6) その他所管課長が特に必要と認めた事項

3 第1項第5号の証明書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申請者
- (2) 許可年月日
- (3) 建築しようとする土地
- (4) 面積
- (5) 建築しようとする建築物の用途

(証明書の申請及び交付)

第3条 申請者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 建築関連情報等セルフ検索システムへの申請情報の入力
- (2) オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI) により申請
- (3) 第2条第1項第1号及び第2号の証明については宅地造成に関する証明書交付申請書に、第2条第1項第3号及び第4号の証明については旧住宅地造成事業に関する証明書交付申請書に、第2条第1項第5号の証明については建築物の新築の許可等に関する証明書交付申請書に必要事項を記入

2 市長は、前項の申請があった場合、証明書を交付する。

ただし、前項第1号及び第2号による申請の場合、宅地造成に関する証明書(第1号様式)もしくは旧住宅地造成事業に関する証明書(第2号様式)により証明書を交付する。

(手数料)

第4条 手数料は川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)に定めるところによる。

(証明書交付対象の除外)

第5条 原則として、次のいずれかに該当する場合は、証明書の交付対象から除外する。

- (1) 宅地造成工事許可申請台帳等に記載している内容が明らかに間違っていると判断した場合
- (2) 許可又は認可後に廃止届が提出されているもの
- (3) 市長が交付すべきではないと判断した場合

(その他)

第6条 この要綱に定めること以外の取扱いについては、まちづくり局長の判断による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

# 宅地造成に関する証明書

1 許可等年月日

2 検査済年月日

3 許可等を受けた者

4 宅地の所在及び地番

5 宅地の面積

川崎市証明ま建管 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川崎市長 福田 紀彦

旧住宅地造成事業に関する証明書

1 認可等年月日

2 検査済年月日

3 認可等を受けた者

4 宅地の所在及び地番

5 宅地の面積

川崎市証明ま建管 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

川崎市長 福田 紀彦